

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：アフリカ地域（広域）地雷・不発弾対策のための能力・体制強化に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に対する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域（広域）地雷・不発弾対策のための能力・体制強化に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00719

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月10日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）地雷・不発弾対策のための能力・体制強化
に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年3月～2026年11月

諸般の事情により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月16日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月17日12時まで
3	質問への回答	2025年12月22日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2025年12月26日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年1月19日11時30分
8	評価結果の通知	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することができます）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/3zwG7JDRg>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 價格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格=100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点=100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を
それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を使い、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

アフリカ諸国のは多くは、過去及び現在進行中の紛争の結果として、地雷・不発弾(UXO)、即席爆発装置(IED)による深刻な被害を受け続けている。これらの爆発物は、民間人の死傷、生計手段の喪失、社会・経済発展の阻害、さらには難民や国内避難民(IDP)の安全な帰還を妨げる等、多方面にわたる人道的・開発的課題を引き起こしている。特に、地雷・不発弾の埋設状況の早期把握や、地雷回避教育の実施による被災リスクの軽減は喫緊の課題である。また、除去後の土地を安全に解放することで、農業や社会開発に活用可能な土地を増やすことが、長期的な地域復興と国づくりに不可欠である。

「Landmine Monitor 2024」によれば、世界55の国と地域が地雷・不発弾の影響を受けており、その被害者の84%が一般市民、うち37%が子どもである。特に、アフリカでは、24の国と地域が汚染の影響を受けており、被害者数上位10カ国のうち4カ国（ナイジェリア、ブルキナファソ、マリ、エチオピア）がアフリカ²に集中している。これは、地雷・不発弾の脅威がアフリカにおいて極めて深刻な人道的課題であることを示している。さらに、対人地雷禁止条約（オタワ条約）に関して、同条約の廃棄義務を負う33の締約国の中でもエチオピアは、調査が十分に実施されていないが、100 km²以上の「重大（Massive）」汚染国とされており、同条約の履行促進の観点からも早急な対応が求められている。

このような中、アフリカの多くの国々では、包括的な地雷・不発弾対策として政府主導で地雷対策機関が設置されているが、機材や職員訓練の不足により実施体制が脆弱であり、組織能力強化が不可欠である。また、多くの国では、緊急的な手段として、国連の地雷対策専門機関である国連地雷対策サービス部（United Nations Mine

² 2023年55の国と地域の把握している被害者数5,757名のうち、被害上位10カ国の詳細データのみ公表。⑥ナイジェリア（343名）、⑦ブルキナ（308名）、⑧マリ（174名）、⑨エチオピア（106名）

³ 同レポートでは、締約国の中でもエチオピアは調査実施ができていないが、対人地雷の「重大（Massive）汚染国（100 km²以上）」であると報告。（その他重大汚染国：アフガニスタン、ボスニアヘルツェゴビナ、カンボジア、イラク、トルコ、ウクライナ）。大（Large）（20–99 km²）汚染国のアフリカ諸国は、アンゴラ、チャド、エリトリア、モーリタニア。Medium（5–19 km²）汚染国、南スーダン、スーダン、ジンバブエ。Small（5 km²）汚染国、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ、ニジェール、セネガル、ソマリア。詳細不明国ナイジェリア。

Action Service。以下、「UNMAS」という) やNGO等と協力して、除去活動や回避教育を実施している。他方、中長期的な開発の視点からは、被害国政府の地雷対策機関の能力強化は必須であり、各国地雷対策機関が外部団体とも連携しながら、戦略的に調査・除去を実施できる体制を確立することが不可欠である。

また、JICAはグローバル・アジェンダ「平和構築」の中で、取り組みの柱の一つとして、地雷・不発弾対策を掲げている。2023年10月にナイロビにおいて、エチオピア、ナイジェリア、南スーダン等の政府地雷対策機関を対象に、JICAが長年協力してきたCMAC (Cambodian Mine Action Centre: カンボジア地雷対策センター) の知見共有のためのワークショップを開催した。2024年1月には、カンボジアにてCMACの組織や活動を視察するスタディツアーを実施した。同年7月にはアジスアベバ、2025年2月にはルサカにおいて、JICA-CMAC連携のもと、アフリカの地雷対策組織を対象としたワークショップを開催した。さらに、2025年8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD9)においては、アフリカ諸国、CMAC、UNMAS、JICAによる「アフリカ地雷・不発弾対策プラットフォーム」を立ち上げた。同プラットフォームでは、国家の主体性(National Ownership)及び能力構築(Capacity Development)を地雷対策推進の柱とする方針を示している。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、JICAの対アフリカにおける地雷・不発弾対策の協力方針及び事業展開を検討するにあたり必要となる情報を収集し、整理・分析をする。また、新規案件形成に向けて、無償資金協力の機材等のニーズ確認、農業や地域開発等、地雷・不発弾除去後に実施される他分野と連携した協力の可能性についても情報収集を行い、他機関と連携した組織運営・実施(技術等)に関する現地実証研修を通じて、JICAの対アフリカの地雷・不発弾対策の支援の可能性を検討する。

(2) 調査対象地域

- ・ 本調査の対象は、アフリカ全域の戦略・計画の整理をしつつ(特にAUの政策・戦略等)、調査対象候補国は、以下の国を主に想定している。
 - 仏語圏アフリカ：ベナン(研修場所候補)、セネガル、コンゴ民主共和国、中央アフリカ、ブルキナファソ、マリ等
 - 英語圏アフリカ：エチオピア(研修場所候補)、ナイジェリア、南スーダン、ソマリア、ザンビア(非汚染国)、スーダン、ジンバブエ等
 - 國際機関：国連地雷対策サービス(UNMAS)
- ・ 具体的な調査対象国は、計画段階でJICA関係部署と協議して確定する。国によつては、現地の政治情勢や紛争状況等を踏まえ、机上調査や国際機関等からのヒアリングのみとする。
- ・ 事前調査は机上、遠隔(ローカル人材や他のパートナー機関(国際機関、現地

NGO 等）の活用可能性含む）にて実施する。事前調査の後、調査対象国の関係者が集う形で、他のパートナー機関と協働した現地実証研修を仏語圏及び英語圏で行う（合計 2 回）。仏語圏の国を対象とする研修はベナン、英語圏の国を対象とする研修はエチオピアを研修場所候補として想定している。また、同研修期間中に、各政府機関の関係者からヒアリング等を実施して調査を実施する。

- 過去、英語圏アフリカへの研修は、上記下線部の国の政府地雷対策機関を対象に実施している。本調査では、過去の実績・情報も活用し、今後の計画につながる内容とする。

第3条 調査実施方針及び留意事項

1. 調査方針

準備調査では、関連資料のレビュー やオンラインによる情報収集を行う。一方、現地調査（現地実証研修の実施国で実施）においては、現地実証研修に参加する関係機関との協議や研修を通じて、必要な情報収集を行う。なお、安全管理上の観点から、渡航困難な国や地域も多いため、現地ローカル人材の活用、及び現地で活動している NGO 等への業務委託も視野に入れる。

(1) 情報収集・整理・分析

- アフリカにおける地雷・不発弾対策に係る汚染状況、調査・除去活動の進捗、地雷・不発弾対策活動に従事している組織（政府、国際機関、国際・ローカル NGO 等）と各組織の活動詳細、当該分野を支援しているドナー、政府組織の実施体制の構築に係る関連情報（予算、人員、本部・地方事務所、活動等）の収集・整理・分析を行う。
- 対象のアフリカ諸国の政府地雷対策機関が取り組む課題（体制、機材、人材育成、民間企業等の導入促進、情報・データベースの構築、女性の参画機会の拡大、新規技術の導入等）に係る関連情報の収集・整理・分析を行う。
- ドナー（地雷対策のみならず、地雷除去後の開発や教育、障害者支援等含む）や関係機関（AU 等）の戦略・動向について、情報収集を行う。特に UNMAS については、上記関連情報の補完的な収集を行うとともに、JICA との連携推進に資する具体的な情報収集を行う。
- 日本政府（JICA 予算外）及び日本の NGO 等のアフリカ地雷対策の取組み実績・計画について情報収集・整理を行う。
- その他の関連分野の事業展開に必要な情報収集・整理を行う。

(2) 現地実証研修実施を通じた協力アプローチの検証

- UNMAS、CMAC、NGO 等と協調して、英語圏・仏語圏アフリカの政府地雷対策機関との組織運営・実施（技術等）に関する現地実証研修を行う。同研修を通じて、組織・技術面での能力強化を図るとともに、今後の研修計画のニーズ（分野）についても情報収集・整理をする。

- ・ 本邦の技術や地雷・不発弾対策に関する取組事例の紹介や、関係機関との意見交換を通じて、我が国の関連した知見の活用可能性も探る。

(3) 今後の事業展開及び情報発信の方策にかかる検討

- ・ 上記(1)をもとに、当該分野における短期～中長期における具体的な支援について、事業概要・計画・コスト等の分析、実施体制や留意点に係る分析を行う。
- ・ 無償資金協力、他分野の技術協力への統合展開の可能性についての情報収集・整理・分析を行い、関係者と協議を行う。
- ・ 他機関との連携も視野に入れた現地実証研修を通じて、JICA支援の可能性を検討する。
- ・ アフリカ地雷・不発弾対策にかかる協力について、情報発信施策及びそれに資する資料（写真、動画等）の収集を行う。

2. 留意事項

(1) 調査対象国の選定

既存の情報等に基づき、まず受注者が調査対象国（素案）を提示する。その後、この素案をもとに、JICA関係部署・現地事務所と協議し、最終決定を行う。素案の提示に当たっては、地雷等の利用を含む武力的紛争の継続有無に関わらず、人道的な地雷・不発弾対策のニーズや各国・関係機関の活動状況、政府機関が軍事的地雷・不発弾除去とは別に人道的地雷・不発弾対策のための実施体制やオペレーションを明確に有しているか等の観点から既存情報を収集し、調査対象国の洗い出しを行う。その後、各の政治体制や紛争状況、現地で調査・活動上のリスク等を踏まえ、実際の調査対象国の確定や各国における調査方法について、JICA関係部署・現地事務所も交え慎重に判断する。

(2) 政府地雷対策機関の実施体制の明確化（国防省等との関係性・軍籍含む関係者の有無等）

アフリカ諸国では、政府の地雷対策機関が国防省の内部や傘下に組織されている事例が多い。軍事的利用回避原則に則るため、受注者は調査対象機関の実施体制を事前に明確化し、必要に応じてJICAが外務省に確認する必要がある。そのため、対象国候補の政府地雷対策機関の実施体制を把握した上で、調査計画を提出する。

(3) 軍事政権下や政情不安定な国での調査実施にかかる工夫

対象国には、軍事政権下や政情不安定な国、渡航困難な国が含まれる可能性や、調査・活動主体が紛争リスクの対象となる可能性がある。特に、軍事政権下や政情不安定な国での調査は、机上調査であっても注意が必要である。調査対象国の状況によっては、政府を介さず国際機関（UNMAS、UNDSS等）・NGO等からのヒアリングや文献調査等の机上調査のみに留めたり、外務省・現地大使館等とも確認した上で現地調査・活動手法や広報等を慎重に行う等の判断を行う場合がある。調査対象国の調査手法については、受注者が草案を提出し、JICA関係部署・現地事務所と確認した上で、実施する。

(4) UNMAS 及び CMACとの連携（アフリカ地雷対策プラットフォームの理解）

JICAはTICAD9において、アフリカ地雷対策プラットフォームを立ち上げた⁴。この枠組みに基づき、UNMAS（現地及び本部）と対象国での活動・実績・可能性等についてヒアリングを行う。また、CMACに対しては、これまでJICAが実施する対アフリカ地雷・不発弾対策に協力した実績がある⁵。これら両機関との連携も視野に入れた調査を実施する。

(5) 現地で活動しているNGOとの連携

対象国の中には、安全対策措置によりJICA関係者が渡航できない国がある。また、調査対象国では、主たる地雷・不発弾対策に取り組むNGO（HALO TRUST、MAG、HI、FSD等）が既に活動を展開している可能性がある。情報収集にとどまらず、地雷対策の実務（調査・探査、除去、回避教育等）に係る研修の実施段階での連携の可能性も視野に入れる。

(6) 日本国政府やJICAの他の関連事業との連携

対象国の中には、日本政府から資金を受けて活動している日本の実施機関、国際機関、及び現地NGOが存在する。これら機関による既存案件を整理し、必要に応じて発注者から本調査の実施について事前連絡を行う。また、今後の協力方針（案）の検討にあたっては、我が国による無償資金協力やJICA広域技術協力プロ

⁴ 配付資料参照

⁵ [持続的な地雷・不発弾対策の政府能力強化とアフリカ版ロードマップを考える～地雷対策ワークショップを通じたアフリカ・カンボジア・日本の協力～ | ニュース・広報 - JICA](#)

ジェクト、さらには他国や国際機関等による支援の現況・計画等を踏まえて行う。

(7) 言語（英語圏・仏語圏）に応じた現地実証研修の実施

英語圏アフリカへの研修は、これまでエチオピア、ナイジェリア、南スーダン、ソマリアの政府地雷対策機関を対象として実施しており、他の案件においても活動が計画されている。そのため、本事業における現地実証研修は、過去の実績及び既存情報を活用し、今後の計画につながる内容とする。一方、仏語圏アフリカはこれまで実績はないため、可能性を検討するために必要な情報収集、また連携可能な関係機関を確認する。

(8) 現地実証研修場所・実施体制・方法⁶

現地実証研修の場所としては、現時点では英語圏はエチオピア【エチオピア地雷対策事務所（EMAO）】、仏語圏はベナン【紛争後地域における地雷・不発弾処理訓練センター（CPADD）】を想定している（場所提供のみ）。但し、研修場所については、当該国の状況及びJICA事務所との協議を踏まえ決定することから、実際の研修開催場所については、変更の可能性もある。

また、研修時には、各拠点のJICA事務所による研修実施場所提供的機関との調整やロジ支援はないため、受注者側にて同機関とロジ面の調整を行う（例：同機関との施設利用に係る契約締結や現地での交渉・調整等）。研修は同機関に加え、JICA本部専門員等による現地支援を行うことも想定するため、時期・研修内容はJICA本部とも調整して決定する。

第4条 調査の内容

上記の「第3条 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の想定フローにより構成される調査を実施する⁷。

主な調査項目は、以下のとおり。

(1) 準備調査

① インセプション・レポート策定・提出

- ・ 遠隔・現地でヒアリングを行う関係機関、現地調査の調査手法、調査対象とする国を検討し、調査計画（案）（和文全文、英語・仏語要約）

⁶ 現地実証研修の内容及び実施手法について提案すること。

⁷ より効果的・効率的な作業工程・方法を考案し、技術提案書にて提案すること。

(質問票含む) 及びファイナルレポートの目次（案）を作成する。

② 関連資料、関連情報の収集・整理

- 既存の文献、報告書、オンライン調査等により、上述第3条1(1)の情報収集・整理を行う。
- アフリカ地域に適用可能と考えられる我が国の知見・技術を選定し、当該知見・技術の紹介方法の検討を行う。

③ 現地実証研修の準備・事前協議

- 過去の対アフリカ地雷対策研修の実績を参考に、JICA関係部署・事務所と協議して研修計画を策定する（対象国選定、研修プログラム作成、協議先等）。
- JICA関係部署・事務所に、事前に調査内容、研修内容等を説明する。

(2) 現地調査・現地実証研修実施

① 第1回現地実証研修実施（仏語圏アフリカ対象）／第2回現地実証研修実施（英語圏アフリカ対象）

- 対象の仏語圏、英語圏アフリカの政府地雷対策機関の能力強化を対象とした現地実証研修を行う（仏語圏、英語圏それぞれ1週間程度（移動日含まない）/回。1回あたり8名程度の参加者を想定）。
- CMAC、UNMAS及び現地で活動実績があるNGO等と連携して実施する。
- 現地調査では、関連機関より詳細情報を収集し、協力の検討・実施に必要な情報を収集する。特に、調査対象の政府実施機関とは、実施に係る詳細な情報を収集し、整理する（組織体制、人員、機材、運営等）。
- これら現地調査の機会を捉えて、UNMAS本部への調査も実施する。

② 研修報告・協議

- 各現地調査後、面談記録及び現地調査報告書（和文）を作成し、JICA関係部署・事務所に報告をする。

(3) ファイナルレポート策定・提出

① ファイナルレポート（案）策定

- 準備調査及び現地調査の結果を統合、分析する。
- 今後の展望（短期～中長期における協力事業の形成）の可能性については詳細に課題整理・分析する。
- 対象政府実施機関の既存機材の把握及び機材ニーズの検討を行う。
- 対象政府実施機関の必要な研修分野の抽出、他機関との連携実施（現場研修等）、JICAの他分野案件と統合の可能性も整理・分析する。

② 最終報告・協議

- JICA関係部署・事務所にファイナルレポートを発表する。
- JICA関係部署・事務所と確認作業のもとにファイナルレポート（和文全文、英語・仏語要約）及び発表資料（日英仏PowerPoint）の最終化をす

る。

第5条 報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。提出期限は契約履行期間の末日とする。

	報告書等	提出期限	言語	提出方式
1	インセプション・レポート	契約締結後10営業日以内	和文（全文）、 英語・仏語（要約）	電子データ
2	面談記録及び現地調査報告書 (現地実証研修含む)	現地調査後2週間以内	和文のみ	電子データ
3	ドラフト・ファイナルレポート	2026年9月末	和文のみ	電子データ
4	ファイナルレポート	2026年11月末	和文（全文）、 英語・仏語（要約）	電子データ

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	対象地域における具体的な調査・内容分析の手法と分析の方針	第4条 調査の内容 (1) 準備調査 ①インセプション・レポート策定・提出
2	英語圏・仏語圏アフリカの調査対象国の選定とその理由	第4条 調査の内容 (1) 準備調査 ③現地実証研修の準備・事前協議
3	現地実証研修の研修プログラム（1週間程度）概要、及び実施手法（他機関と連携の可能性）等	第4条 調査の内容 (2) 現地調査・現地実証研修実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：地雷・不発弾対策にかかる諸業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語（仏語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年3月～2026年11月

（2）業務量目途

1) 業務量の目途 約 10.39 人月

2) 渡航回数の目途 延べ 8 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 実績一覧（CMAC 連携：対アフリカ実績）

2) 公開資料

- JICA グローバル・アジェンダ平和構築・JICA クラスター事業戦略「地雷・不発弾対策」（日）：

https://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/_icsFiles/afieldfile/2025/01/23/mineaction_jp.pdf

- JICA 地雷・不発弾対策パンフレット（日）：[MAPanfJP.pdf](#)

- Clearing the Mines 2025:

https://www.mineactionreview.org/assets/downloads/Clearing_the_Mines_2025.pdf

- The Shem Reap-Angkor Action Plan (SRAAP) :

Mine_Action_Review_SRAAP_Results_of_2025_monitoring_relating_to_survey_and_clearance_.pdf

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無 関係者との間に発生するコミュニケーションは、協議時の言語、資料の言語、メールの言語等を含め、仏語圏アフリカ諸国で使用する言語は、仏語が主要言語になります（但し、組織によっては英語可能な場合もある）。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 本調査の対象国には JICA 安全対策措置により邦人渡航及びローカル人材の活動が制限される国が含まれます。ローカル人材の渡航禁止地域等への渡航については、ローカル人材の危険地域への渡航・業務従事に関する基本的考え方に基づき渡航が可能な場合がありますが、流動的な治安情勢のため承認されない可能性もある旨ご承知おきください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上

限超過) のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費 (B案の経費) とともに別途提出します。

【上限額】

72,505,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 3) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を

加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)